

選定療養費について

医事課

患者さまが地域医療支援病院に紹介状を持たずに初診で受診される場合、または病状が安定しても引き続き外来受診される場合には、選定療養費（自己負担）のお支払いが義務付けられております。

国の方針により、2022年4月の診療報酬改定で10月1日から以下の通り選定療養費を改定します。

(金額：税込)

	9月30日まで	10月1日から
初診時選定療養費 紹介状を持たずに当院を初診で受診される場合は、保険診療分とは別にご負担いただく費用	5,500円	7,700円
再診時選定療養費 症状が安定し、当院担当医が他の医療機関へ紹介を申し出た後も、当院での診療を希望し受診される場合に、保険診療分とは別にご負担いただく費用	2,750円	3,300円

初診時および再診にかかる選定療養費Q&A

● 初診とはどのような場合のことをいいますか？

初診とは

- ・ 当院を初めて受診する場合
 - ・ 以前に当院で受診したことはあるが、すでに治療期間が終了した後に再び来院した場合
 - ・ 前回、患者さまが任意に診療を中止し、改めて受診する場合
- をいいます

● 再診時選定療養費は毎回支払わなければならないのですか？

当院での治療が終わり、他の医療機関に紹介した患者さまが、他の医療機関の紹介状をお持ちにならずに、ご自身の判断により当院を再度受診された場合には、その都度ご負担いただくこととなります。

